右郡二百石禄高

一村山郡

言上郡の南より村山の南ハ奥羽境を隣とし小坂峠より勅の手おに大木あり是を奥州の境とし西ハ城後と尚出境あり此ハ彩色郡なり郡名山を以て境とし大郡ゆえ郡十万石余あり内ハ内ハ御公料あり此私領六ヶ所より上ノ山領山形領松山領能海郡肥前領原領宇都宮領奥羽郡領なり三代実録に千九百二日

仁和二年十一月十一日丙戌勅分出羽国言上郡為二とし小国郡の事なり延喜式二十二ヶ条仁和二年十二月十一日条下に分言上郡為村山郡とあり国解するの条下を見るに村山ハ本一ヶ村の名なりて郡称と見へ村山より始て村を建ることなりて一郡の名を用ひるなるべし今山郡の記方十里程の写を言上と称し又言上郡と書ることあり郡名あり村山郡と改称の後也人呼なれることなりて言上郡とも言